

認定書

国住指第 3155 号
平成 25 年 12 月 25 日

東邦シートフレーム株式会社
代表取締役社長 下川 洋治 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第一号及び第三号（屋根：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP030RF-1745

2. 認定をした構造方法等の名称

溶融亜鉛めっき鋼板製折板屋根

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

別添

1. 構造名：
溶融亜鉛めっき鋼板製折板屋根

2. 申請仕様の寸法：
申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

| 項目 | 申請仕様 |
|--------|-------------|
| 支持部材間隔 | 4000mm以下 |
| 葺材の働き幅 | 621(±3)mm以下 |
| 支持方法 | 単純支持又は連続支持 |

3. 申請仕様の主構成材料：
申請仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

| 項目 | 申請仕様 |
|---------|---|
| 折板 | 材料：①～⑤の一 ①溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) ②溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) ③溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) ④建築構造用溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0069又は0070) ⑤溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323) 厚さ：1.0mm以上 寸法：山高さ75(+3、-1.5)mm、働き幅621(±3)mm、山間隔207(±3)mm 断面の形状：図3参照 勘合部差込み長さ：23(±2)mm 長さ：最小1000mm、最大15000mm 表面の形状：平滑 |
| タイトフレーム | 材料：①～⑤の一 ①溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) ②溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) ③溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) ④建築構造用溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0069又は0070) ⑤溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323) 厚さ：3.0mm以上 寸法：幅40mm以上、山高さ88(+2)mm、働き幅621(-2)mm、山間隔207(±3)mm 断面の形状：図3参照 |

4. 申請仕様の副構成材料 :

申請仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 申請仕様の副構成材料

| 項目 | 申請仕様 |
|-----|--|
| 留付材 | 母屋とタイトフレームの接合用 : 材料 : ①～④の一 ①発射打ち込み鉄 材質 : ピアノ線材合金鋼 寸法 : 胴部径 ϕ 4.5 × 長さ19mm以上 ②ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) ③ねじ 材質 : 1) 又は2) 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ②及び③の寸法 : 胴部径 ϕ 5 × 長さ35mm以上 ④すみ肉溶接 溶接長さ : 20mm以上(片側) 留付間隔又は溶接間隔 : 207mm以下 |
| | タイトフレームと折板の接合用 : 材料 : ①又は② ①ドリルねじ (JIS B 1124) ②ねじ 材質 : 1) 又は2) 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 寸法 : 胴部径 ϕ 5 × 長さ25mm以上 留付位置 : タイトフレームの山部の中心から両側に40(+5)mm離れた位置 留付本数 : 2本以上(1つの山部につき) |
| | 折板の長さ方向の重ね部の接合用 : 材料 : ①又は② ①ドリルねじ (JIS B 1124) ②ねじ 材質 : 1) 又は2) 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 寸法 : 胴部径 ϕ 4 × 長さ13mm以上 留付間隔 : 500mm以下 |

5. 申請仕様の構造説明図 :

申請仕様の構造説明図を図1～図3に示す。

単位mm

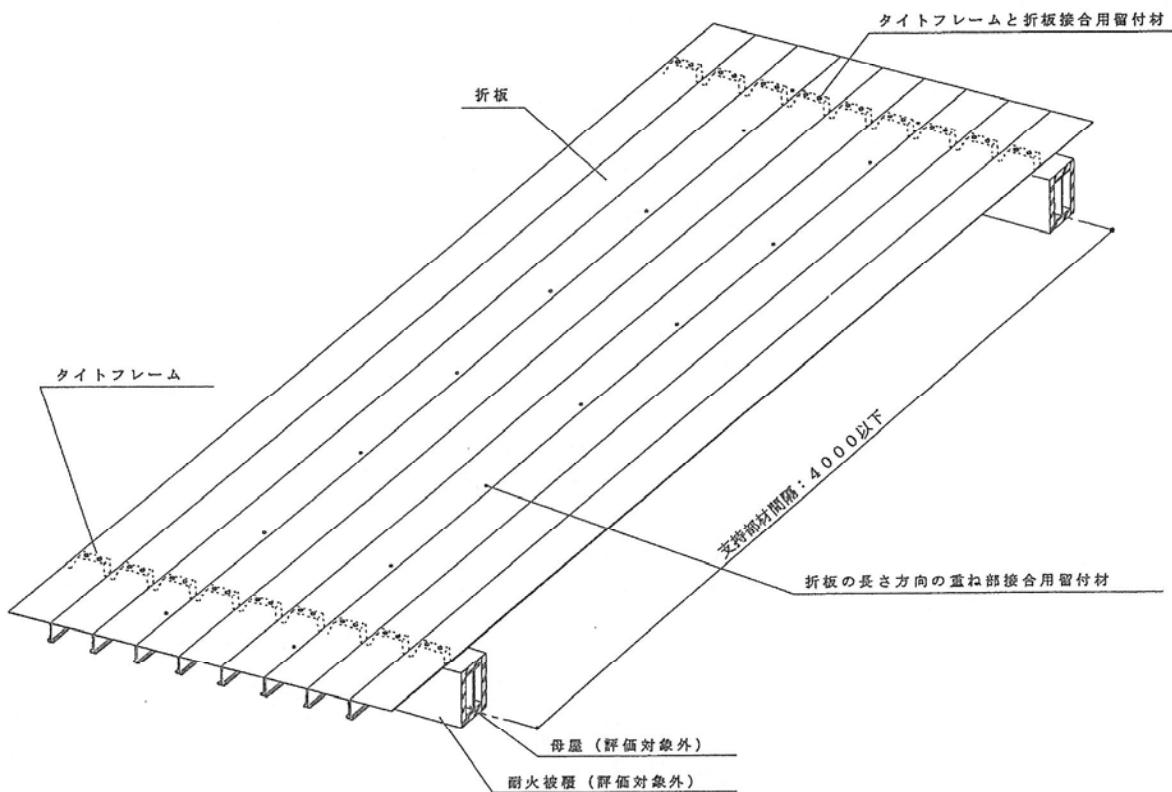
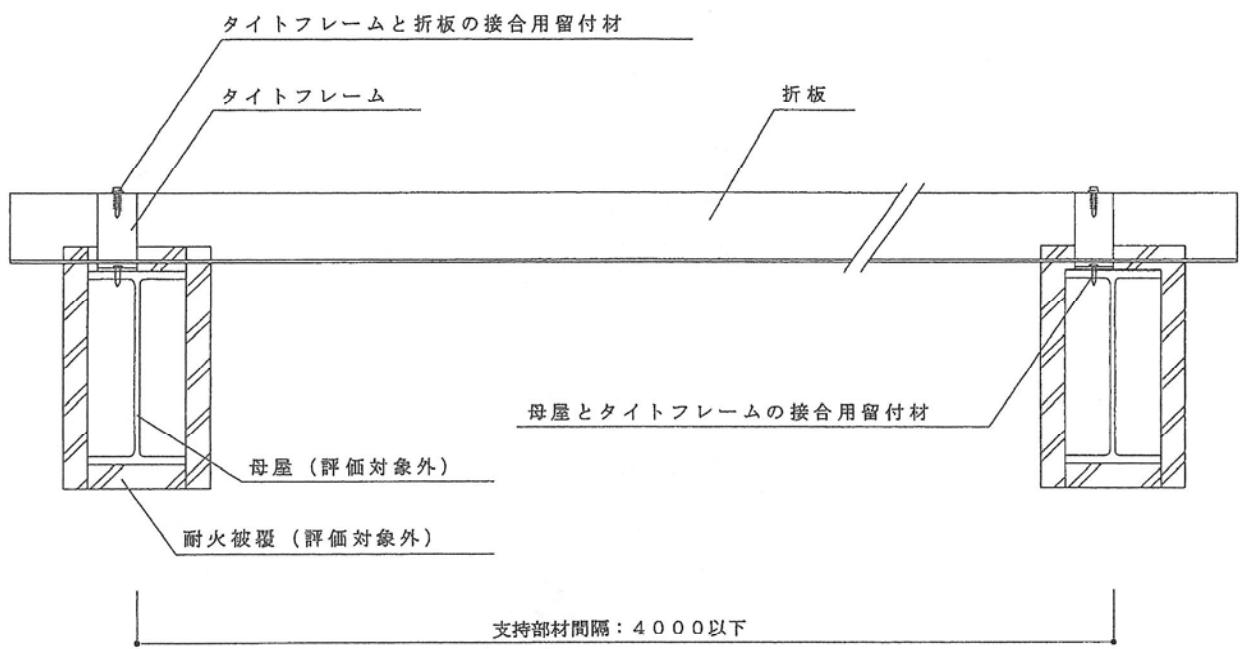
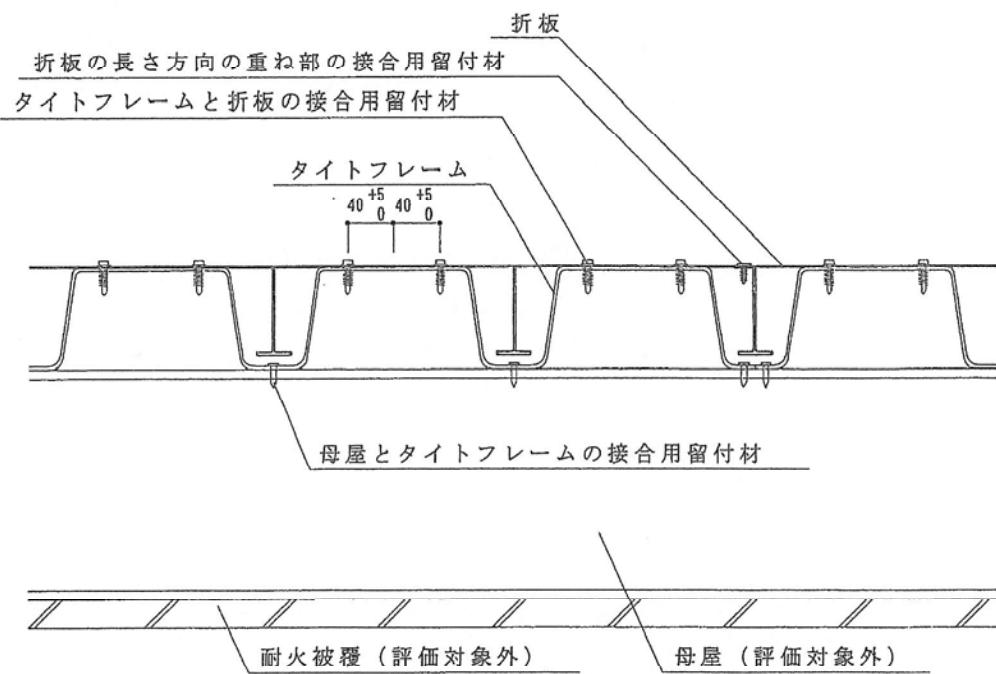


図1 構造説明図

単位mm



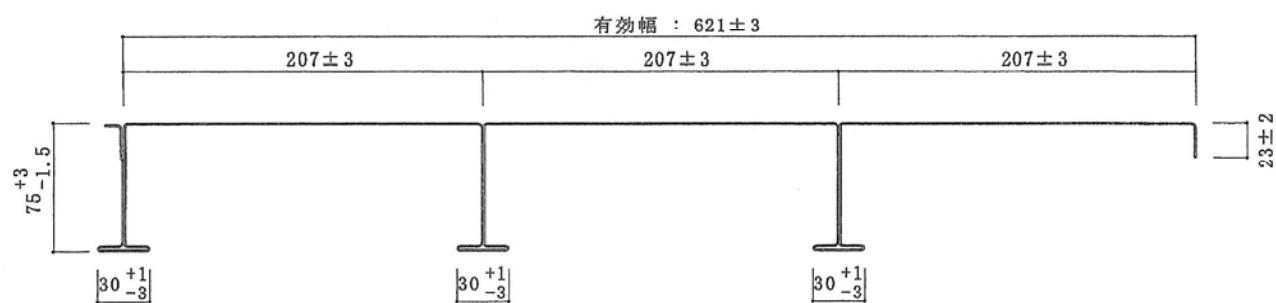
長さ方向断面図



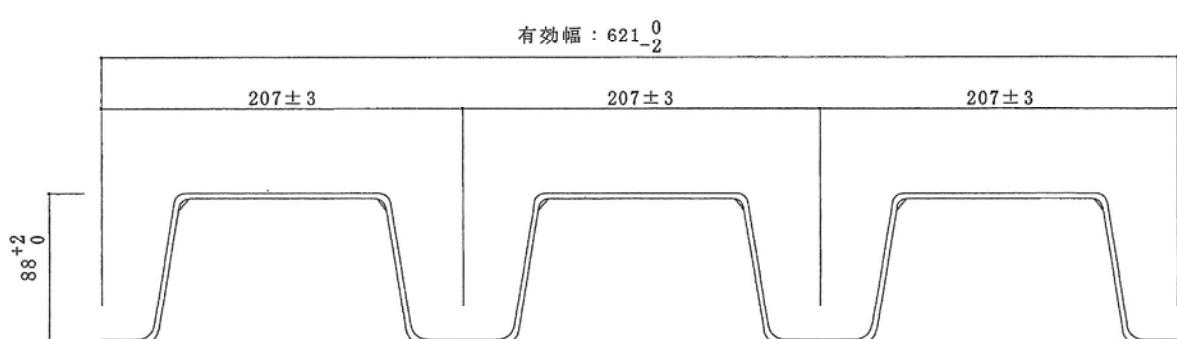
幅方向断面図

図2 構造説明図

単位mm



折板断面詳細図



タイトフレーム断面詳細図

図3 構造説明図

6. 施工方法：

施工図を図4に示す。

施工は以下の手順で行う。

(1) 下地

支持部材(母屋)間隔は4000mm以下とし、母屋には1時間耐火被覆を行う。

ただし、平成12年建設省告示第1399号第4第三号二の規定に該当する場合には、上記の耐火被覆は必要としない。

(2) タイトフレームの取り付け

タイトフレームを墨出し線に合わせて母屋の直上に配置し、母屋とタイトフレームとの接合用留付材を用いて留付ける。

(3) 折板の取り付け

折板をタイトフレームの上に配置し、タイトフレームと折板の接合用留付材を用いて留付ける。折板の長さ方向は、折板の長さ方向の重ね部の接合用留付材を用いて留付ける。

単位mm

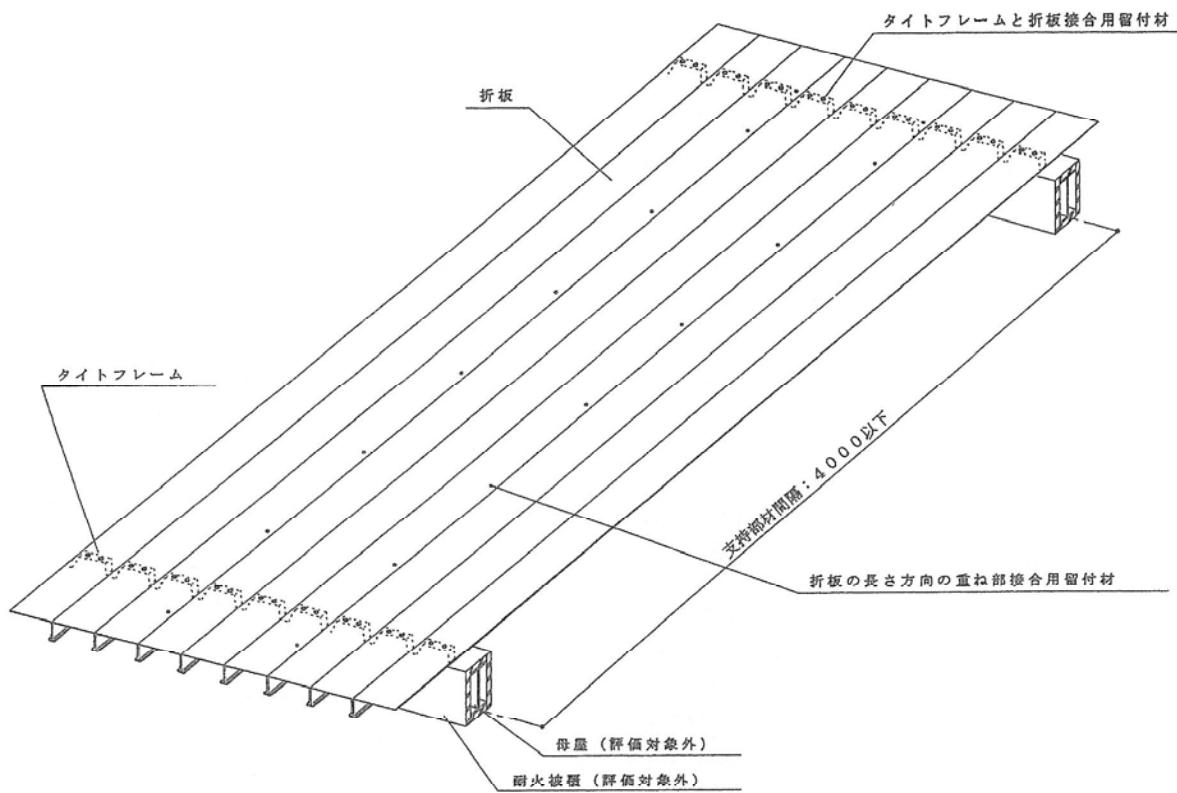


図4 施工図